

北海道地区自然災害資料センター運営委員会申合せ

平成 24 年 8 月 23 日幹事会承認

(趣旨)

第 1 この申合せは、北海道地区自然災害資料センター（以下「資料センター」という。）申合せ第 5 第 2 項の記載に基づき、資料センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及びその他必要な事項を定める。

(目的)

第 2 委員会は、資料センターの運営に関する重要事項について審議する。

(組織)

第 3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織とする。

- (1) センター長
- (2) 委員 若干名

2 前項第 (2) 号の委員は、自然災害研究協議会北海道地区部会幹事が兼任する。

(委員長)

第 4 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は必要と認めるとき又は委員からの開催要請に基づき委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、予め委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議決)

第 5 委員会は、委員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところに依る。

(委員以外の者の出席)

第 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(その他)

第 7 この申合せに定めるものの他、必要な事項は委員会の議を経てセンター長が定める。

附記

この申合せは、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。